

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年10月21日～2021年10月27日)

令和3年(2021年)10月29日

H E A D L I N E S	S
<p>政治 ワクチンのブースター接種に関するモラヴィエツキ首相の発表 EU加盟に関する世論調査結果 マノフスカ最高裁判所第一長官による声明発出 「市民プラットフォーム」(PO)党首選挙の実施 最新の世論調査結果 内閣改造の実施 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 ポーランド軍部隊の展開 法の支配問題に関するモラヴィエツキ首相によるFT紙へのインタビューでの発言 ドゥダ大統領とアブドゥラー2世ヨルダン国王との会談 祖国防衛法令の改正案 シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣のブカレスト・ナイン(B9)外相会合出席 ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との会談 欧州司法裁判所(ECJ)のポーランドに対する罰金支払い命令</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 / 22 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等 ベラルーシからの不法移民に関連する動向 独立記念日に際して行われる行進に関する動向 交通違反の罰金額の変更に係る報道</p>	
<p>経済 欧州委の気候変動政策「Fit for 55」に関する試算 (義務的)企業別年金(PPK)への加入状況 9月の失業率 ポーランドへのM&A、前年同期比で50%増加 グーグル・クラウド・技術開発センターの開設 ポーランド初の水素バスの試験 PGNiG がモルドバへのガス供給準備 欧州委員会トウルフ炭鉱が停止されたことの証明を求める ポーランド宇宙機関がNASAと宇宙分野で協力</p>	
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp
政 治
内 政

ワクチンのブースター接種に関するモラヴィエツキ首相の発表【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、Facebookで、「医療評議会の専門家達と会談した。本日(20日)の会談で、アドバイザー達に、ブースター接種の対象となるグループの拡大勧告に対する感謝を述べた。ニエジェルスキ保健大臣と共に、数週間以内にワクチン接種を開始することを決定した。完全なワクチン接種から6か月が経過している18歳以上の者がワクチンのブースター接種を受けられるようになる。」と述べた。18日、医療評議会は、18歳以上の者に対するワクチンのブースター接種を推奨していた。

EU加盟に関する世論調査結果【21日】

21日付の当地世論調査機関 CBOS の世論調査結果によると、ポーランド人の90%(2020年12月比+2%)がEU加盟国であることを支持し、6%(同±0%)が支持しなかった。また、ポーランドの司法制度改革に関するEUの決定については、46%が受け入れるべき、33%が受け入れるべきではない、21%がわからないと回答した。さらに、49%の人々が法の支配を理由として欧州委員会がポーランドの国家復興計画(KPO)の承認を遅らせたり、欧州復興基金の支払いを保留したりすることは受け入れられないと回答し、他方、31%の人々は欧州委のこれらの行動を支持した。

マノフスカ最高裁判所第一長官による声明発出【22日】

22日、マノフスカ最高裁判所第一長官は声明を発出し、2018年以前に任命された一部の裁判官によって、ポーランド共和国憲法に著しく違反して、その判決が無効にされたり軽視されたりしている裁判官を全面的に支持すると述べ、宣誓に従うことができない、あるいは意識的に従いたくない裁判官は、その職を去るべきであると付言した。

「市民プラットフォーム」(PO)党首選挙の実施【23日】

23日、「市民プラットフォーム」(PO)の党首選挙が実施され、唯一立候補していたトウスク候補が97.

4%の票(約11,400票)を得てPO党首に選出された(投票率は73%)。同党首は、本年7月3日に開催されたPO党大会でポーランド政界復帰を果たし、これまで副党首兼党首代行(事実上の党首)を務めていたが、今回の選挙で正式に党首に就任した。

同日、党首選挙と同時にPOの県支部長選挙が実施され、16県のうち9県の支部長が再任され、7県で新しい支部長が選出された。

最新の世論調査結果【25日】

25日に発表された世論調査機関IBRISの政党別支持率に関する世論調査結果によると、与党「法と正義」(PiS)が36%(先月比+2%)の支持率で引き続き首位を維持した。第2位は「市民プラットフォーム」(PO)で支持率25%(同+1.5%)、第3位は「ポーランド2050」で支持率14%(同+2%)であった。第4位の「左派」は支持率9%(同+2%)、第5位の「同盟」は支持率5%(同-1%)、第6位の「農民党」は支持率4.6%(同-0.4%)であった。選挙で投票すると回答した人は54%(同+3%)、「わからない」と答えた人は7%(同-5.5%)となった。

内閣改造の実施【26日】

26日、内閣改造が実施された。省庁再編については、現行の文化・国家遺産・スポーツ省に代わり、文化・国家遺産省及びスポーツ・観光省が新設された。また、現行の財務・基金・地域政策省に代わり、財務省及び基金・地域政策省が新設された。閣僚人事については、コヴァルチク元環境大臣が副首相兼農業・農村開発大臣に、ノヴァク元財務副大臣が開発・技術大臣に、モスクファ元海事経済・河川交通副大臣が気候・環境省に、ポルトニチュク下院議員(「共和党」)がスポーツ・観光大臣にそれぞれ就任し、新たに閣僚評議会入りを果たした。また、ブダ前農業・農村開発大臣が基金・地域政策大臣に就任し、引き続き内閣評議会に留まった。グリンスキ副首相兼前文化・国家遺産・スポーツ大臣は副首相兼文化・国家遺産大臣に、コシチンスキ前財務・基金・地域政策大臣は財務大臣にそれぞれ就任した。なお、クルティカ前気候・環境大臣は内閣評議会を去ることとなった。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【21日及び22日】

21日及び22日、モラヴィエツキ首相はブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。同会合では、

エネルギー価格の上昇、移民政策、COVID-19との闘いについて議論された。また、議題にはなかったポーランドの法の支配の問題についても取り上げられた。同首相は、ポーランドは、他のEU諸国と同様に法の支配に忠実であるが、一部のEU機関がEU条約で委ねられていない事項を決定する権利を占有していると指摘した。また、同首相は、ポーランドは司法制度改革の次の段階を計画しており、その中には欧州委員会の期待に応える要素が含まれていると述べた。

ポーランド軍部隊の展開【23日】

23日、ブワシュチャク国防大臣は、第10騎兵旅団の兵士700人と戦車を含む装備品がポーランド東部のビャワ・ポドラスカに移動していると発表した。これは計画されていた訓練であり、旅団の即応性が確認される。

法の支配問題に関するモラヴィエツキ首相によるFT紙へのインタビューでの発言【26日】

26日、フィナンシャル・タイムズ(FT)紙は、法の支配問題を巡る欧州委員会との対立に関するモラヴィエツキ首相のインタビュー記事を掲載した。同首相は、もし欧州委員会が第三次世界大戦を始めるとしたら、我々は自由に使えるあらゆる武器を使って自分たちの権利を守るつもりであると強調した。また、同首相は、欧州委との対立は政治的なプロセスであり、政治家が止めることができると指摘し、我々は頭に銃を突きつけられて話しているわけではないと述べた。さらに、同首相は、問題となっている最高裁判所規律部を廃止するための法案は完成間近であると述べた。

ドゥダ大統領とアブドゥラー2世ヨルダン国王との会談【26日】

26日、ドゥダ大統領は、ポーランドを訪問したアブドゥラー2世ヨルダン国王と会談を行った。ヨルダン国王のポーランド訪問は2016年以来今回で2回目となった。会談において、ドゥダ大統領は、ヨルダン当局がアンマンからミンスクへのフライトを封鎖する決定を下したことについて、ポーランドの立場と主張に対する理解について感謝の意を述べた。また、同大統領は、ヨルダンとの国防分野での協力について、ヨルダン当局がポーランド軍部隊のヨルダン領内での活動に対して建設的なアプローチを取っていることに言及した。

祖国防衛法令の改正案【26日】

26日、カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS)党首)及びブワシュチャク国防大臣は、祖国防衛に関する法令の改正案について発表した。軍隊の近代化に関する法律等、合計14の規則の改正が予定されて

いる。改正案には志願兵の職業軍人への昇進に関する枠組み及び新たな財源の確保等が含まれているほか、現在12万人の兵力は25万人と領域防衛軍5万人にまで増強される。

シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣のブカレスト・ナイン(B9)外相会合出席【27日】

27日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、ラウ外相の代理として、タリンで行われたブカレスト・ナイン(NATO東側諸国で構成される協力枠組み、B9)外相会合に出席した。本年のホスト国はエストニアであり、同会合には米国務省やNATO本部の高官も招待された。会合では、11月30日から12月1日にかけてラトビアのリガで開催されるNATO外相会合の準備に焦点が当てられ、特にNATO東側とユーロ・アトランティックにおける従来型および非対称型の脅威と課題、そして、新たな戦略概念の策定に向けたNATOの戦略的適応について議論した。同副大臣は、同会合について、NATOの東側諸国が直面する安全保障上の課題、特にロシアの攻撃的な行動に対する共通の理解と対応策を構築するのに役立ったと強調し、ポーランドの政治的・軍事的パートナーであり、自国の安全保障に対する脅威を同様に認識しているエストニアが今年のホスト国であることを嬉しく思うと述べた。

ドゥダ大統領とマクロン仏大統領との会談【27日】

27日、ドゥダ大統領は、パリを実務訪問し、マクロン仏大統領と会談を行った。クモフ大統領府国際政策局長官は、同会談では、エネルギーに関する戦略的パートナーシップや来年の仏議長国下におけるEU内の分裂の克服等について議論されたと述べた。また、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、両大統領はルカシェンコ・ベラルーシ大統領のEU東部国境に対するハイブリッド戦やウクライナ問題についても議論したと強調した。同会談にはヴァヴジク外務副大臣及びチェトヴェルティンスキ環境・気候次官を含む政府代表も参加した。

ドゥダ大統領は、ツイッターにおいて、「今回の重要で友好的な会談が、ポーランド、仏、そしてEUのためになることを願っている」と述べた。

欧州司法裁判所(ECJ)のポーランドに対する罰金支払い命令【27日】

27日、欧州司法裁判所(ECJ)はポーランドに対し、7月14日にECJが命令した暫定措置の不履行を理由として、欧州委員会に1日あたり100万ユーロの罰金を支払うように命令した。今回の罰金支払い命令がポーランドに通知されてからポーランドが7月14日にECJが命令した暫定措置を履行するか、またはポーランドが同暫定措置を履行しない場合はECJによる最終的な判決が下されるまで罰金が計

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【21～27日】

21日、ドゥダ大統領は、外国人法の改正案などを含む法案に署名した。これにより、国境警備隊指揮官の決定により、EU外部国境を不法に越境した直後に拘束された外国人は、ポーランドから離れる義務があり、ポーランド及びシェンゲン協定加盟国への入国が6か月から3年の期間禁止されることになる。

22日、英国BBCは、ベラルーシからEUに入ろうとする移民側に焦点を当てた記事を掲載したところ、ある移民は、BBCの取材に対して、ベラルーシのルカシェンコ大統領がEUとの国境を開いたことが欧州への移動を試みる契機になった旨を述べた。また、別の移民は、ベラルーシ当局が越境を容易にするなどして助けている旨を述べた。報道によると、ミンスク空港やベラルーシのホテルには、移民で溢れかえっているという。

23日、ポーランド北東部に位置する国境警備隊地方支部前において、緊急事態宣言の対象地域に報道関係者や人道組織が入ることができるよう訴える集会が行われた。同集会には、元ポーランド大統領夫人のヨランタ・クワシニエフスカ氏やアンナ・コモロフスカ氏も参加した。

25日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、政府HP上で、米国大使館及びフェイスブック社と協力して、不法越境を呼びかける3つのフェイスブック・グループを閉鎖させたと発表した。当該グループは、不法移民の組織化に関与しており、ベラルーシからEUへの不法移民ルートのプロモーションや管理を行っていたという。

26日、国境警備隊は、当該国境における不法越境は、10月だけで既に約14,000件確認されているとツイッター上で明らかにした。

27日、下院は、EU外部国境を含む、ポーランドの国境に壁を建設することに関する法案を採択した。

独立記念日に際して行われる行進に関する動向【25、27日】

25日、ラジヴィウ・マゾヴィエツキエ県知事は、毎年11月11日のポーランド独立記念日に際して行われる行進を定例集会にする決定を行った。チャシコフスキ・ワルシャワ市長は、本決定に反対し、ワルシャワ地方裁判所に対して、本決定の無効化を申し入れた。

27日、ワルシャワ地方裁判所は、同市長の訴えを支持し、同行進を定例集会とするマゾヴィエツキエ県の決定は無効であるという判断を下した。

定例集会に認定された集会は、他の集会比べて、優先的に開催されることになり、もし定例集会と別の集会の開催が重なった場合は、定例集会の開催が優先されることになる。他方、既に上記行進と同じ時間帯及び同じ経路で全国女性ストライキによる集会が届出されているので、もし上記地方裁判所の決定に従う場合、同ストライキによる集会が優先的に開催されることになる。

交通違反の罰金額の変更に係る報道【28日】

28日、ジェチポスポリタ紙は、下院インフラ委員会において、交通違反の罰則金の変更などにかかる改正案が採択されたと報じている。それによると、制限速度を時速30キロ以上超過した場合に科せられる罰金は800ズロチになるという。また、歩行者に道を譲らなかった場合、自動車運転手には1,500ズロチが課せられることになるほか、違反を犯した運転手の情報を開示しなかった場合には、30,000ズロチの罰金が科せられる可能性があるという。

経 済

経済政策

欧州委の気候変動政策「Fit for 55」に関する試算【25日】

Ochrony Środowiska 銀行は、欧州委員会の2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも55%以上削減するという気候変動目標を実施するための「Fit for 55」パッケージに関し、仮にポーランドが同目標達成のためにグリーン移行を図る場合、今後十年間で3,000億ユーロ以上の費用が必要になると試算する。このうち、5分の1から4分の1(約600～700億ユーロ)は公的基金及びEU基金により賄われるが、残りは民間部門によって賄われ

る必要があるという。

(義務的)企業別年金(PPK)への加入状況【26日】

マルチュク・ポーランド開発銀行(PFR)副総裁によると、(義務的)企業別年金(PPK)への加入者数は241万人超となり、今年6月時点の230万人から増加した。PFRによると、特に中小企業での加入が増加傾向にあるという。同副総裁によると、これまでに集まったPPKの資産総額は70.4億ズロチで、運用益は7.54億ズロチとなっている。

マクロ経済動向・統計

9月の失業率【25日】

中央統計局(GUS)によれば、9月の失業率は5.6%(対前月比0.2%減)で、9月末の登録済み失業

者数は93万4,700人となった(8月末時点では96万800人)。

ポーランド産業動向

ポーランドへのM&A、前年同期比で50%増加【25日】

民間投資銀行のDC Advisory社によると、2021年上半期のポーランドのM&Aの件数は、前年同期比で約50%増加した(2020年下半年期比では15%増)。ポーランドのインフラ分野では、EUからの資金提供により、輸送、エネルギー、デジタル分野で大きな動きがあり、引き続き取引の拡大を牽引している。また、グリーンエネルギーへの移行も加速しており、ほとんどの大手企業が脱炭素ソリューションを採用している。風力発電や太陽光発電のプロジェクトが引き続き増えるが、2030年の再生可能エネルギー生産目標を達成するためには、更なる加速が必要となる。

英国のアナリストは、ポーランドの労働コスト及び人材の優位性により、多くの製造業やサービス関連企業のポーランドへの再移転が続いていると強調している。

グーグル・クラウド・技術開発センターの開設【25日】

25日、グーグル・ポルスカのコトウラルチクCEOは、26日にワルシャワに欧州最大のクラウド技術開発センターを開設すると発表した。14階建てで2万平方メートル以上を占め、グーグル・クラウドのコンピューター技術開発において優秀な専門家を採用する。今後数年間かけて世界中から才能あるエンジニアを集めてスタッフを拡充する予定である。同社は2006年にポーランドに初めてオフィスを開設したが、今日ワルシャワの従業員は800名以上となり、ポーランドのグーグル社員は過去3年間で3倍となっている。

ポーランド初の水素バスの試験【27日】

サノク市の工場で組み立てられた最初の水素バスがキエルツェで開催されている輸送分野の国際フェアで公開され、このバスは既に路上試験を受けたことが報告された。

エネルギー・環境

PGNiGがモルドバへのガス供給準備【25日】

10月1日以降、ロシアからモルドバへのガス供給は、同国の需要の約3分の2まで減少した。この状況は、ロシアとモルドバの間で新たなガス契約に関する交渉が続いているためであり、両国間にあるウクライナのガスパイプラインに適切な容量を確保することは不可能であるとロシアは主張している。モルドバはガス料金上昇に直面しており、ガス輸入の減少は同国の電力供給の安定性に影響を及ぼす。

そのような中、25日、ポーランドの国営石油ガス会社PGNiGは、子会社のPGNiG Supply & Trading(PST)が米国とウクライナの企業ERUと提携し、モルドバに天然ガスを供給する契約をした。これによりモルドバにはロシア以外の供給源から初めてガス供

給が可能となり、26日、ウクライナとの国境から100万立方メートルの天然ガスが供給された。

欧州委員会トウルフ炭鉱が停止されたことの証明を求める【25日】

欧州委員会は、ポーランドに対し、欧州司法裁判所(ECJ)が本年5月に決定した命令に従って、トウルフ炭鉱が閉鎖されたことを至急証明するよう求める文書を送付したと発表した。これに対し、モラヴィエツキ首相は、ポーランドがトウルフ炭鉱での石炭採掘を止めることはない述べた。さらに、ECJの要請で、何万人もの住民の暖房を奪い、何千人もの労働者の仕事を奪い、何百万もの家庭の電気を奪うことには絶対に同意しないと付け加えた。

科学技術

ポーランド宇宙機関がNASAと宇宙分野で協力【25日】

26日、ドバイで開催された国際宇宙会議において、ポーランド宇宙機関(POLSA)とアメリカ航空宇宙局(NASA)は、有人月面探査等に向けたNASA主導

の多国間協力枠組であるアルテミス計画に署名した。ヴロフナ・POLSA長官は「過去40年間、ポーランドの科学者やエンジニアによって設計・構築された80以上の機器が様々な国際宇宙ミッションで使用されてきた。ポーランドのアルテミス計画への参加は、国

際舞台でポーランド宇宙分野の可能性を発展させる上で重要な一歩である。」と述べた。同計画には日本をはじめ、オーストラリア、ブラジル、カナダ、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、ニュージーランド、ウクライナ、UAE、英国が参加している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3) ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナウイルスワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について

第49回衆議院議員総選挙の在外投票が行われています。投票方法として、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。当館における在外公館投票は、10月23日(土)午後5時をもって終了しました。他方、「郵便等投票」及び「日本国内における投票」のいずれかを選択して投票することは可能です。詳細につきましては、下記リンク先をご参照下さい。

当館HP：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100250904.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【予定】ポーランド碁選手権大会【2021年11月11日(木)～14日(日)】

ビャウイストク工科大学にて、ポーランド碁協会主催「ポーランド碁選手権大会」が開催されます。オンライン・ライブ放送も予定されています。

開催場所：ビャウイストク市、Wydział Informatyki, Politechnika Białostocka, Wiejska 45A, Białystok

オンライン・ライブ放送：<https://online-go.com/>

詳細：<https://mp.go.art.pl/2021/pl>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)